

工 事 仕 様 書

- 1 工事名称 岐阜労働基準監督署 O Aフロアタイルカーペット張替工事
- 2 工事場所 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階
- 3 工事概要 本工事は、岐阜労働基準監督署事務室のO Aフロアに敷設されているタイルカーペット張替及び既設のLAN配線等の再設置に伴う工事の一切とする。
- 4 一般事項
 - (1) 本工事は、本仕様によらなければならない。
 - (2) 応札前には現地を確認すること。
 - (3) 工事施工にあたっては、業務に支障の無いよう発注者と十分な打ち合わせののち施行すること。
 - (4) 工事施工にあたっては、養生（ビニルシート、合板等の適切な方法による）を行うとともに、後片付け、清掃等を確実に行うこと。
 - (5) 本工事に伴う発生材及び不要となったタイルカーペットについては、請負者の負担により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」、その他関係法令を遵守するとともに、責任をもって処分すること。
 - (6) 本事業に係る搬入、据付、清掃及びその他装置に係る費用を含むこと。
 - (7) 施工中既存の建物及び設備等に損害を与えた場合は、すべて請負者の負担において原型に復旧すること。
 - (8) 施工場所が庁舎内のため、職員及び来庁者の通行時等の安全確保について十分な配慮をすること。
 - (9) 請負者は、発注者が請求する完成届、工事写真を提出すること。工事写真は施工前・施工中・施工後をA4カラーにて提出すること。
 - (10) 工事施工に当たっては、労働災害を防止するため、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するとともに、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置を実施すること。
 - (11) 本工事はこの仕様書に定めるもののほか、国土交通省大臣官房営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事）」最新版によるものとする。
- 5 工事仕様
 - (1) タイルカーペット
 - ① 品種 東リ GA-100N タイルカーペットまたは同等品以上のもの。ループパイル、裏面接着剤塗布タイプ、粘着はく離（ピールアップ）形。

- ② 寸法 W 5 0 0 × D 5 0 0 全厚 6 . 5 mm (± 0 . 5 mm)
 パイル長 3 . 5 mm (± 0 . 5 mm)
 パイル密度 1 / 1 0 G 1 3 ステッチ程度
- ③ 静電 人体帯電圧 1 . 0 K V 以下
- ④ 防災 日本防災協会認定の防災品
- ⑤ 色 作業前に協議の上決定する
- ⑥ 張替面積 3 6 1 m²程度 (張替箇所は別紙図面参照)
- ⑦ その他 張り替えるカーペットと同じものを予備として 2 0 枚程度納品する

(2) カーペット張替作業

- ① 既設のカーペットを撤去し、上記仕様のカーペットを敷設すること。
事務室内にある机、椅子、キャビネット、パーテーション、電話機、プリンター等什器類は張替工事に支障のない場所に移動し、作業完了後にはレイアウト図に基づき再設置をすること。張替箇所は別紙図面参照。張替工事の際に図面に無い什器類があった場合には、現場担当者を確認のうえ、実施すること。
- ② パソコン、ディスプレイは原則、監督署職員によりあらかじめ移動させておくこととするが、コード類は移動させないため、コード類の取扱いに十分注意すること。
- ③ カーペットの敷設にあたり、既設の敷設パネルに傾きやぐらつき、欠損等が生じている場合は、修理調整を行った上で敷設を行うこと。
- ④ ホコリ、ゴミ、油分、ワックス、塗料等を十分に取り除き、不陸がある場合は、平滑に補修すること。

(3) 既設のLAN配線等の再設置作業

- ① 既設のLAN配線等を整理しOAフロア内に再設置をすること。
- ② 既設のLAN配線等については、現在使用されていない物があるため、調査確認の上で使用していない物については撤去し、使用中の物については長さ等を調整して再設置をすること。
- ③ 専用システムの配線（ピンク色のケーブル）については、本省調達業者が設置作業を行うため、当該配線については作業をしないこと。
- ④ 専用システムの配線の設置作業については、カーペット張替作業と同時に行う事となるため、施工時期について本省調達業者と十分な打合せを

行うこと。

6 その他 (1) 同等品以上のカーペットを希望する場合は、本仕様に適合していることを証明するため、仕様で提示している品種及び同等品双方の規格、性能を示したものを書面により、質問書提出期限までに提出し、担当者の確認を受けること。

(2) 現地確認をする際は、事前に現地担当者に連絡し、日時等連絡の上で実施すること。

[現地連絡先] 岐阜労働基準監督署 業務課長 森本

電話 058-247-1101

(3) 本作業に伴う発生剤及び不要となったフロアカーペットの処分後、産業廃棄物の適正処理のため、産業廃棄物管理票並びに写真等適正に処理されたことが分かるものを工期内（令和3年10月29日まで）に必ず提出すること。

7 履行期間 契約締結日 ～ 令和3年11月30日までに完成させるものとする。なお、施工にあたっては原則閉庁日に行うものとするが、日程の詳細は打ち合わせの上決定することとする。